

## 単価の算出に用いた数値について

### 1 訪問サービス

		一回当たり 平均収入額 (千円)	1時間当たり 収入額 (千円)	報酬額(単位)		
				30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
訪問介護	身体介護	—	3.5 <sup>*1</sup>	210	402 <sup>*2</sup>	584
	折衷型			—	278	403
	家事援助			—	153 <sup>*2</sup>	222
訪問看護(ステーション)		9.4 <sup>*3</sup>	8.9	425	830	1,198

(\*1: 介護報酬実態調査に基づき、営利法人の運営する事業所の収入及び支出を基に黒字の事業所の収入及び赤字の事業所の支出を参考に算出される額を総収入とし、総サービス提供時間数で除して算出。)

(\*2: 介護報酬実態調査に基づき、身体介護提供時間: 家事援助提供時間 = 2: 1 で按分。)

(\*3: 平均交通費(200円)は含まず。一人当たり平均提供時間63.5分。)

### 2 通所サービス(4時間以上6時間未満)

	一人当たり平均収入額(千円)		平均 要介護度	報酬額(単位)			
	変動費用 相当額	固定費用 相当額		要支援	要介護 1~2	要介護 3・4・5	
通所介護(特養併設)	5.3	2.3	3.0	2.22	400	473	660
通所リハビリ(老健併設)	6.2	2.5	3.7	2.22	463	542	744

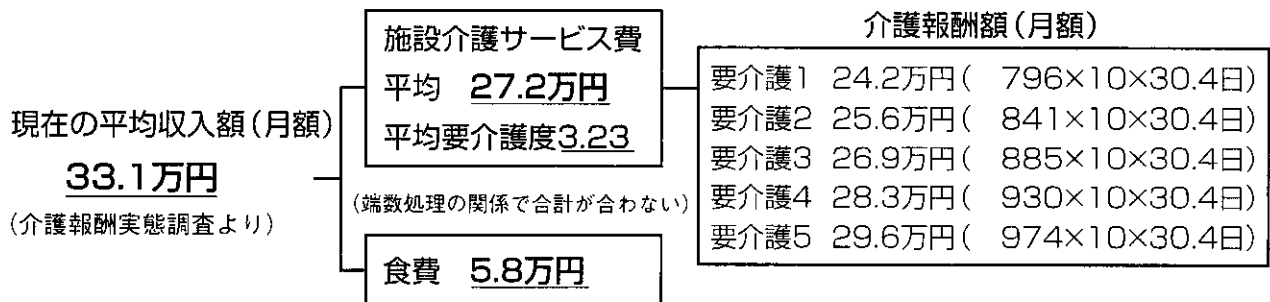
### 3 施設サービス

	一人当たり平均収入額(万円)		平均 要介護度	報酬額(単位)					
	変動費用 相当額	固定費用 相当額		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護老人福祉施設 (50床, 3:1)	27.2	5.7	21.5	3.23	796	841	885	930	974
介護老人保健施設 (3:1)	29.8	5.9	23.9	2.85	880	930	980	1,030	1,080
介護療養型医療施設 (6:1, 4:1)	38.3	6.2	32.1	3.64	1,126	1,170	1,213	1,256	1,299

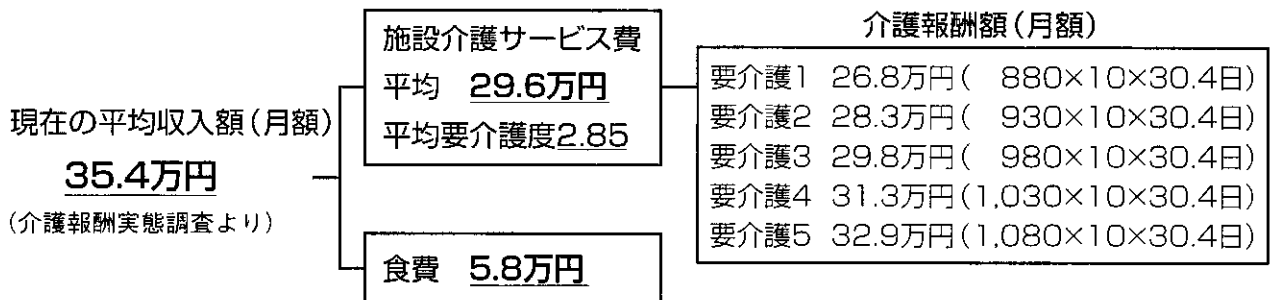
介護報酬関係資料4

# 各施設サービスの平均収入額と介護報酬額

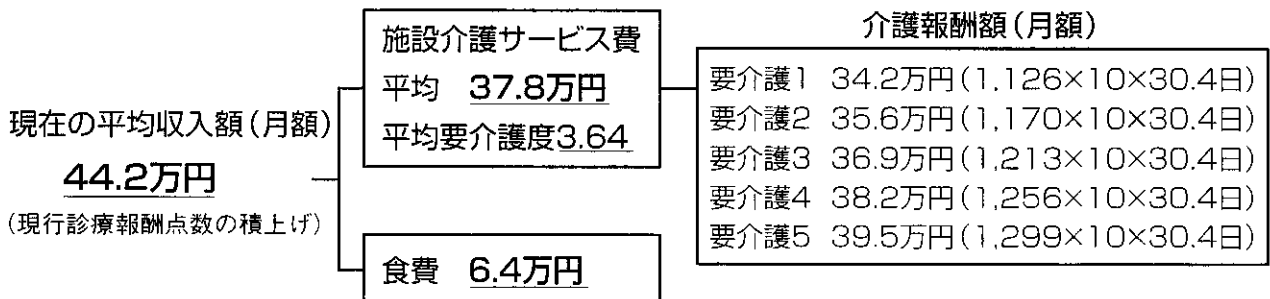
(1)特別養護老人ホーム (人員配置 3:1 その他地域)



(2)老人保健施設 (人員配置 3:1 その他地域)



(3)療養型医療施設 (人員配置 看護6:1、看護補助4:1 その他地域)



## 介護報酬関係資料5

## 介護報酬と診療報酬について

介護報酬	診療報酬
<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村を保険者とする地域保険</li> <li>○より地域的なサービス</li> <li>○「居宅介護サービス費」「施設介護サービス費」という利用者が事業者を支払った費用を事後的に補填する償還払いの構成</li> <li>○地域別の単価：都市部は1単位当たり単価に0～7.2%までの割増あり 上限価格：事業所ごと，サービスの種類ごとに割引可能</li> <li>○施設サービスは，人員配置と要介護度に応じた包括的な報酬設定</li> <li>○在宅サービスは，標準的なサービスの利用例をもとに，支給限度額を設定</li> <li>○原則，磁気媒体，電気通信回線により請求</li> <li>○療養型病床群の特定診療費等を除き，要介護認定，支給限度額の管理などの形式的な審査が中心 介護サービス計画のチェック等あり</li> <li>○原則3年ごとの見直しを検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域横断的な被用者保険もある</li> <li>○高度医療・救急医療等は広域的な利用</li> <li>○「療養の給付」という現物給付</li> <li>○全国统一単価</li> <li>○療養型病床群でも，複雑な処置，手術，画像診断等は出来高払い</li> <li>○在宅サービスも個別治療行為の一環として個別評価が原則</li> <li>○紙のレセプトによる請求</li> <li>○治療内容の審査が中心</li> <li>○原則2年ごとの見直しを検討</li> </ul>

介護報酬関係資料6

## 介護保険と医療保険の給付の 具体的区分について

	介護保険	医療保険
<b>施設サービス</b>	<p>[介護療養型医療施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養型病床群</li> <li>・老人性痴呆疾患療養病棟</li> <li>・介護力強化病院 (3年間の経過措置)</li> </ul> <p>介護保険適用部分（原則病棟，例外的に病室）の入院患者に限る 急性期治療が必要な場合には，急性期病棟に移って，医療保険から給付</p> <p>介護保険適用の療養型病床群等の入院患者に対する指導管理，リハビリテーション，単純撮影等の長期療養に対応する日常的な医療行為</p> <p>[介護老人保健施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者の病状が著しく変化した際に緊急 その他やむを得ない事情により老人保健施設で行われる緊急時施設療養費</li> </ul> <p>[介護老人福祉施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置医師が行う健康管理や療養指導等</li> </ul>	<p>療養型病床群等の中の医療保険適用部分の入院患者の治療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神経難病，人工透析等を必要とする患者など密度の高い医学的管理及び治療を必要とする患者</li> <li>・回復期のリハビリテーションを必要とする患者</li> <li>・40歳未満の長期療養患者や40～64歳の特定疾病以外の長期療養患者</li> </ul> <p>介護保険適用部分における入院患者が急性増悪した場合で，転院等ができない場合等に介護保険適用部分で行われた医療</p> <p>介護保険適用の療養型病床群等の入院患者に対する透析や人工呼吸器の装着など頻度が少ないような複雑な医療行為</p> <p>対診にかかる医療行為 老人保健施設の入所者に対して他医療機関が行った老人保健施設では通常行えない一定の処置（透析等），手術等</p> <p>他医療機関からの往診や入院費等</p>

	介護保険	医療保険
在宅サービス	<p>[居宅療養管理指導]</p> <p>医師の居宅療養管理指導 通院困難な要介護者等について訪問して行なわれる継続的な医学的な管理に基づく</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアプラン作成事業者等への情報提供</li> <li>・介護サービス利用上の留意事項、介護方法の相談指導</li> </ul>	<p>寝たきり老人在宅総合診療料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・診療計画による医学的管理</li> <li>・疾病の治療の指導</li> <li>・投薬・検査</li> </ul> <p>訪問診療料</p> <p>具体的疾患に関する指導管理料 検査、投薬、処置等</p>
	<p>歯科医師の居宅療養管理指導</p> <p>通院困難な要介護者等について訪問して行なわれる継続的な歯科医学的な管理に基づく</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービス利用上の留意事項、口腔衛生等の相談指導</li> <li>・ケアプラン作成事業者等への情報提供</li> </ul>	<p>歯科訪問診療料</p> <p>具体的疾患に関する指導料 検査、投薬、欠損補綴等</p>
	<p>要介護者等に対する</p> <p>訪問薬剤管理指導 訪問栄養食事指導 訪問歯科衛生指導</p>	<p>要介護者等以外の者に対する</p> <p>訪問薬剤管理指導 訪問栄養食事指導 訪問歯科衛生指導</p>
	<p>[訪問看護]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護者等に対する訪問看護</li> </ul>	<p>要介護者等以外の者に対する訪問看護</p> <p>要介護者等に対する訪問看護のうち 急性増悪時の訪問看護 神経難病、癌末期等に対する訪問看護 精神科訪問看護</p>
	<p>[通所リハビリテーション]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護者等に対する通所リハビリ</li> </ul>	<p>重度痴呆デイケア</p>
	<p>[訪問リハビリテーション]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護者等に対するOT、PTの訪問リハ</li> </ul>	<p>要介護者等以外の者に対する訪問リハ</p>
<p>[短期入所療養介護]</p> <p>*施設と同様</p>	<p>*施設と同様</p>	



## 介護報酬関係資料8

## 介護療養型医療施設の介護報酬 における特定診療費項目

	特定診療費項目名	対応する診療報酬項目名	報酬額	内容
1	感染対策指導管理料	院内感染防止対策加算	150単位(1月あたり)	院内に感染対策委員会を設置し、感染対策を常時講じた場合
2	特定施設管理料①	重症者等療養環境特別加算	300単位(個室の場合、1日につき)、 150単位(2人部屋の場合、1日につき)	HIV感染者について、個室又は2人部屋において処遇した場合
	特定施設管理料②	難病患者等入院診療料	250単位(1日につき)	HIV感染者が入院した場合(適切な診療等が行える体制を評価)
3	初期入院診療管理料	診療計画加算	250単位(診療内容に重要な変更があった場合には、入院後6月までであれば2回)	入院後早期に、所定の診察、検査等を行って、診療方針を定め患者に対し文書で説明を行った場合(同一医療機関から転棟、転床した患者は除く。)
4	重症皮膚潰瘍指導管理料	重症皮膚潰瘍管理加算	540単位(1月につき)	重症皮膚潰瘍を有している患者に対して計画的な医学的管理を行い、療養上必要な指導を行った場合
5	栄養食事指導料	入院栄養食事指導料	178単位(月1回まで)	特別食を必要とする要介護者に対して、管理栄養士が具体的な献立によって指導を行った場合
6	薬剤管理指導料	薬剤管理指導料	528単位(月2回まで)	要介護者に対して投薬又は注射及び薬学的管理指導を行った場合
7	医療情報提供料	情報提供料	病院→病院又は診療所→診療所の場合は220単位、病院-診療所の場合は290単位(1回につき)	要介護者の退院に際して、他の医療機関での診療の必要性を認めて診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合
8	単純エックス線診断・撮影料	エックス線診断料、エックス線撮影料、フィルム料	1回につき200単位	単純エックス線撮影を行い診断を行った場合
9	理学療法Ⅰ～Ⅳ	理学療法(簡単なもの)Ⅰ～Ⅳ	200～65単位(1日あたり)	
10	作業療法Ⅰ～Ⅱ	作業療法(簡単なもの)Ⅰ～Ⅱ	200～160単位(1日あたり)	
	理学療法及び作業療法の加算①	老人リハビリテーション総合計画評価料	入院後2,3,6月に月1回限り480単位	
	理学療法及び作業療法の加算②	老人リハビリテーション計画評価料	入院後2,3,6月に月1回限り150単位	
	理学療法及び作業療法の加算③	入院生活リハビリテーション管理指導料	300単位(1月につき)	
11	言語療法	言語療法(簡単なもの)	135単位(1日あたり)	
12	摂食機能療法	摂食機能療法	185単位(1日あたり)	
13	精神科作業療法	精神科作業療法	220単位(1日あたり)	
14	痴呆性老人入院精神療法料	痴呆性老人入院精神療法	330単位(1週間につき)	

介護報酬関係資料9

# 療養型病床群の点数改正について

## <療養型病床群の評価の見直し>

①療養環境の評価の見直し

- ・療養環境加算Ⅳの廃止           1日あたり 10点
- ・食堂加算の廃止               1日あたり 50円

②療養1群と療養2群の区分の統合

## <点数設定>

看護, 介護職員配置	6月内	6月超
看護5:1, 看護補助4:1	1184	1147
看護5:1, 看護補助5:1	1113	1076
看護5:1, 看護補助6:1	1074	1037
看護6:1, 看護補助3:1	1182	1145
看護6:1, 看護補助4:1	1107	1070
看護6:1, 看護補助5:1	1054	1017
看護6:1, 看護補助6:1	1019	982

補正值\*

6月内	6月超
1,342	1,305
1,271	1,234
1,232	1,195
1,340	1,303
1,265	1,228
1,212	1,175
1,177	1,140

根拠

入院環境料等	入院医療管理料	入院時医学管理料		総計	
		6月内	6月超	6月内	6月超
170	869	145	108	1184	1147
170	798	145	108	1113	1076
170	759	145	108	1074	1037
170	867	145	108	1182	1145
170	792	145	108	1107	1070
170	739	145	108	1054	1017
170	704	145	108	1019	982

## <参考>介護報酬との関係

看護, 介護職員配置	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
看護6:1, 介護3:1	1,193	1,239	1,285	1,331	1,377
看護6:1, 介護4:1	1,126	1,170	1,213	1,256	1,299
看護6:1, 介護5:1	1,079	1,120	1,162	1,203	1,245
看護6:1, 介護6:1	1,048	1,088	1,128	1,168	1,209

【 要介護者の分布           11.4%   10.5%   14.8%   29.6%   33.8% 】

\*上記補正值は、介護報酬と同様の範囲を包括した場合の値  
 具体的には、療養環境加算（105点）、夜勤看護加算（25点）、おむつ代相当（28点）を加えたもの



<療養型病床群の報酬>

現 行

今 後

